

平成29年12月22日

## イオンライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、イオンライフ株式会社に対し、同社が「イオンのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスの表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

### 1 違反行為者の概要

名 称 イオンライフ株式会社（法人番号 5120001105005）  
所 在 地 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代 表 者 代表取締役 広原 章隆  
設立年月 昭和54年11月  
資 本 金 6500万円（平成29年11月現在）

### 2 措置命令の概要

#### (1) 対象役務

「イオンのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスのうち、「火葬式」と称する葬儀サービス、「1日葬」と称する葬儀サービス及び「家族葬」と称する葬儀サービスの各役務（以下これらを併せて「本件3役務」という。）

#### (2) 対象表示

##### ア 表示の概要

##### (ア) 表示媒体

日刊新聞紙に掲載した広告

##### (イ) 表示期間

平成29年3月14日から同年5月6日までの間

##### (ウ) 表示内容（別紙1ないし別紙3）

別表1「配布年月日」欄記載の日に同表「配布地域」欄記載の地域内に配布された日刊新聞紙に掲載した広告（以下「本件新聞紙面広告」という。）において、「追加料金不要」と記載した上で、それぞれ、「火葬式198,000円（税込）」「1日葬348,000円（税込）」及び「家族葬498,000円（税込）」と記載することにより、あたかも、本件3役務の各役務の提

供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、本件新聞紙面広告において当該各役務についてそれぞれ記載された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

イ 実際

少なくとも、別表2記載の事項に該当する場合には、追加料金が発生するものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件3役務の各役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03-3507-9239  
ホームページ <http://www.caa.go.jp/>